

平成 2 9 年度第 2 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

| | | | |
|---|---|-----------------------|----------------|
| 日 | 時 | 平成 2 9 年 4 月 2 6 日（水） | 午前 9 時 3 0 分 |
| 場 | 所 | 八王子市役所 議会棟 4 階 | 第 3 ・ 第 4 委員会室 |

第 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 9 年 4 月 2 6 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 7 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 第 2 第 8 号議案 八王子市こども科学館条例の一部を改正する条例の設定依頼について
 - 第 3 第 9 号議案 平成 3 0 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について
- 4 報告事項
 - ・新郷土資料館基本構想・基本計画の策定状況について (文化財課)
 - ・IFSCボルダリングワールドカップ八王子 2 0 1 7 の大会概要等について (国際スポーツ大会推進室)

その他報告

出席者

| | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 安 間 英 潮 |
| 教育長職務代理者 | 星 山 麻 木 |
| 委 員 | 村 松 直 和 |
| 委 員 | 柴 田 彩 千 子 |
| 委 員 | 大 橋 明 |

教育委員会事務局出席者

| | |
|-------------|---------|
| 学 校 教 育 部 長 | 廣 瀬 勉 |
| 学校教育部指導担当部長 | 山 下 久 也 |
| 教 育 総 務 課 長 | 小 林 順 一 |

| | |
|---------------|---------|
| 学校教育政策課長 | 小 俣 勇 人 |
| 学校複合施設整備課長 | 内 野 茂 樹 |
| 施設管理課長 | 松 土 和 広 |
| 保健給食課長 | 野 田 明 美 |
| 教育支援課長 | 穴 井 由美子 |
| 指 導 課 長 | 中 村 東洋治 |
| 教 職 員 課 長 | 廣 瀬 和 宏 |
| 統括指導主事 | 佐 藤 晴 美 |
| 統括指導主事 | 野 村 洋 介 |
| 生涯学習スポーツ部長兼 | |
| 国際スポーツ大会推進室長 | 瀬 尾 和 子 |
| 生涯学習政策課長 | 平 塚 裕 之 |
| スポーツ振興課長 | 坂 口 崇 文 |
| スポーツ施設管理課長 | 佐 藤 晴 久 |
| 学習支援課長 | 新 井 雅 人 |
| 文化財課長 | 中 野 みどり |
| こども科学館長 | 叶 清 |
| 国際スポーツ大会推進室主幹 | 宮 木 高 一 |
| 図書館部長 | 石 黒 みどり |
| 中央図書館長 | 太 田 浩 市 |
| 生涯学習センター図書館長 | 新 堀 信 晃 |
| 南大沢図書館長 | 安 達 和 之 |
| 川口図書館長 | 福 田 秀 之 |
| 指導課指導主事 | 上 野 和 広 |
| 指導課主査 | 金 子 江理子 |
| 指導課主査 | 和 田 嘉 代 |
| 文化財課主査 | 尾 崎 光 二 |
| 国際スポーツ大会推進室主査 | 伊 藤 雅 佳 |
| 教育総務課主査 | 堀 川 悟 |

教 育 総 務 課 主 事

廣 瀬 桃 子

教 育 総 務 課 主 事

小 山 ち は る

教 育 総 務 課 嘱 託 員

古 瀬 村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 お待たせいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成29年度第2回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、柴田彩千子委員を指名いたします。

柴田委員 承知しました。

安間教育長 よろしく願いいたします。

さて、本日の議事でございますが、第8号議案については、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、それ以外の日程について進行をいたします。

日程第1、第7号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

中村指導課長 おはようございます。

それでは、第7号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、担当の金子主査から御説明いたします。

金子指導課主査 それでは、第7号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について御説明をいたします。

本案は、4月12日の教育委員会定例会において、第6号議案、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則設定について決定をいただき、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条の規定に基づき委嘱するものです。

それでは、お手元に配付してございます第7号議案関連資料、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員候補者一覧をご覧ください。

条例に基づく新しい組織となりますので、候補者は、全て新人です。

大塚充氏は、心理にかかわる専門家で、東京都のスクールカウンセラーです。

片山弘道氏は、法律にかかわる専門家で、弁護士です。

川島弘嗣氏は、保護者代表で、小学校PTA連合会顧問です。

記野邦彦氏は、学校関係者で、別所小学校校長です。

木村恵子氏は、福祉にかかわる専門家で、八王子市児童相談所統括課長代理です。

佐々木祥乃氏は、医療にかかわる専門家で、病院医師です。

島本一男氏は、地域代表で、保育園園長です。

清水真紀氏は、警察関係者で、八王子少年センター主任です。

塚本秀雄氏は、地域関係者で、八王子地区保護司会副会長です。

中島功氏は、福祉にかかわる専門家で、八王子市子ども家庭支援センターみなみ野主査です。

逸見由紀江氏は、地域関係者で、青少年対策甲ノ原地区委員会会長です。

松田恵示氏は、学識経験者で、東京学芸大学副学長です。

三浦佐知子氏は、保護者代表で、中学校PTA連合会運営委員会委員です。

守屋和広氏は、学校関係者で、恩方中学校校長です。

以上14名は、各分野の専門家、組織、地域を代表する方々であり、本市の教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間となります。

説明は、以上です。

安間教育長　　ただいま、指導課からの説明が終わりました。まず、本案について、御質疑はございませんか。

星山委員　　今、御説明なされた最後のところ。個々に特性といいますか、地域の方ですとか福祉関係ですとか、14人の中の、大体の構成というのは決まってらっしゃるのですか。

金子指導課主査　　いじめ問題対策委員会の規則の中にございます第2条の中で、委員

を構成する場合の種別というか、職を載せております。その中で、学識経験者、法律、医療、心理、福祉等の専門家、警察関係、地域関係、保護者関係、学校関係で構成するということを規則で規定をしておりますので、それに添うような形で委員を選任しています。

星山委員　ごめんなさい、私が伺いたかったのは、その割合というか、全部1・1なのですか。定数1・1・1という感じですか。

金子指導課主査　地域に関しては、少しでも多くの皆様から意見をいただきたいということで複数名選出をしております。それ以外、保護者代表、学校関係、広く御意見をいただきたいところには、2名、3名ということで委員をお願いしております。

星山委員　わかりました。

安間教育長　ほかに御質問ございませんか。

私から確認なのですが、本来、起こってはならないようなことですが、緊急事態が発生した場合には、この14人の方々が参加をしていただくわけですね。

金子指導課主査　重大事態が起こった場合につきましては、この教育委員会いじめ問題対策委員会のうち、事案に利害関係を有する以外の委員及び専門調査員から委員長の指名する3名以上をもって組織をする予定でございます。

安間教育長　その3名の中には、今の属性というのとは関係してないのですか。どの3名でもいいということなのですか。

金子指導課主査　はい。規定上はそうなっておりますが、想定としますと、弁護士ですとか警察関係者などを想定しております。

安間教育長　そのどれかが、その3名の中には入っていただくと。そういうことですね。わかりました。

ほかに何か御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

ほかに御質疑もないようでございますので、本案について御意見をいただきたいと思えます。

御意見ございませんか。

大橋委員　規則にのっとって、それぞれの分野からの方がここに一覧として候補者として出ているわけですので、このような形でいいのではないかというふうに思います。

安間教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第7号議案については、提案のとおり決定をするということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第7号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第3、第9号議案 平成30年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明を願います。

野村統括指導主事 平成30年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について、詳細については、担当の主査の和田より御説明申し上げます。

和田指導課主査 それでは、第9号議案について御説明いたします。

現在、市立小学校では、平成26年度に採択しました教科書を27年度から使用しておりますが、平成30年度から新たに使用する小学校「特別の教科道徳」の教科書につきまして、本年度新たに採択をすることとなります。資料をご覧ください。

教科書採択につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱は、教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

採択の方法につきましては、教科書を1種採択いたします。採択に当たりましては、対象となる教科について調査研究が十分行われるよう、資料の作成につきましては、第5条の4にありますとおり、教科用図書選定資料作成委員会を置いて資料を作成し、この報告を参考にしながら採択することとしております。具体的には、資料作成委員会の下に調査部会を設け、調査を行ってまいりたいと考えております。

本要綱を本日決定いただきましたら、資料作成委員会等の組織を立ち上げまして、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、採択の時期でございます。教科書を使用する前年度の8月31日までに

行わなければならないこととなっております。大変短い期間での日程となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

安間教育長　　ただいま、指導課からの御説明が終わりました。本件について、まず御質疑はございませんか。

村松委員　　おはようございます。

採択の方法の第5条の中に「東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。」というふうに書かれておりますが、これは、東京都の教育委員会のこうしなさい、これは省いたほうがいい、これは追加したほうがいいのか、そういう指導、助言にのっとって、私たちが採択していくという方針のために、こういう文言があるのか、それとも何か別の意味があるのか、教えてください。

和田指導課主査　この文につきましては、当然、文科省、東京都を通じて採択事務に関して公正かつ適正に行うようにというような通知も参ります。また、東京都の教育委員会が調査研究報告書というものを作成します。そういった資料も参考にしながら採択していただくこととなっておりますので、こちらに一文入れさせていただいております。直接的な、この採択はどうだということではなく、そういった事務の進め方や調査研究資料なども東京都のものも活用しながら採択を行っていくということで書いております。

村松委員　　わかりました。

安間教育長　　実質、そういった資料等、参考資料を下さいますよ、ということですね。

ほかに御質疑はございませんか。

大橋委員　　同じく第5条の第2項ですけれども、ただし書きのところ。「特別支援学級用教科書はこの限りではない。」とありますが、これについて詳しく教えてください。

和田指導課主査　　通常、特別支援学級につきましては、現在も検定済みの教科書を使うことを原則としつつも、一般図書のようなものも使っております。この道徳の教科書につきましても、今回、採択をした教科書を使用することも原則としつつも、それ以外の一般図書の選択の余地もあるということで、こちらを入れさせていただいております。

大橋委員 今年度の教育課程届ですけれども、特別支援学級の教育課程届は、どの学級も道徳は位置づけられているのでしょうか。

佐藤統括指導主事 全学級、35時間の道徳の時数を位置づけております。

大橋委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかに御質疑はございませんか。

星山委員 道徳、初めて教科書の採択があるということで、市民の方の関心も高いと思うのですけれども。今現在わかるところで、第7条のところに書いてある市民の方への周知の仕方について、この段階で何かお考えがありましたらお願いします。

和田指導課主査 散田町にあります教育センターの2階が、東京都の教科書センターとなっております。採択の時期につきましては、法定展示ということで、14日間展示会を開催することとなっております。プラス、東京都につきましては、その14日間の前に特別展示期間としまして10日間設けております。詳しい日程等は、まだでございますが、例年からいきますと、6月上旬から7月上旬まで教科書展示会を開催する予定となっております。また、教科書展示会が終わった後につきましても、教育センターの開館時間になりますが、常設展示として市民の方には閲覧をしていただくことは可能となっております。

星山委員 ありがとうございます。

安間教育長 ほかに御質疑はございませんか。

大橋委員 第6条の選定資料作成のための調査の観点ですが、(1)の内容の選択、それから(5)の重点調査項目ですが、これについて少し説明をいただければと思います。

内容の選択というのが、学習指導要領に示された、その内容が漏れなく入っているというような捉え方でいいのでしょうか。

それから、重点調査項目というのは、これはどのようなことを言っているのか、そのあたりについて御説明いただければと思います。

野村統括指導主事 内容の選択につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、学習指導要領の内容にのっとって適しているかというようなことを中心に記載をしていくことになると思います。

重点調査項目につきましては、このあと、資料作成委員会等がありますので、そ

こで、そちらのほうと協議をして、設定していくつもりでございます。

以上でございます。

和田指導課主査 重点調査項目につきまして、補足させていただきたいと思います。

教科にはそれぞれ特性があるかと思えます。1から4につきましては、その本の体裁や構成や表記・表現、どのような体裁になっているかというところでございますが、5番につきましては、その教科の特性を鑑みて、資料作成委員会等で個別に調査項目を設け、特徴について調査研究をしてみたいということで設けております。

安間教育長 今年で言うならば、考える道徳、議論する道徳、そういうものになっているかどうかみたいな、そういうことが普通は想定できますよね。

柴田委員 ただいまの調査研究に関してお尋ねしたいのですけれども、この近隣区で先行して、今年度から道徳の教科書を使って授業をしている学校、自治体があるようですけれども、そういったところの授業観察とか、そういったものも含まれるのでしょうか。

安間教育長 それについては説明をしてください。先行して実施しているのは、副読本ですよね。まだ教科書ではないですね、そういう整理とか、どういうふうに先行しているのかとか、そこについて説明してください。

野村統括指導主事 本市では、道徳の内容項目については、既に先行実施という形で、全て各学校に年間指導計画をつくり実施しているところでございます。そこにつきましては、東京都の資料などを参考にして、内容項目の指導に漏れのないようにという形で指導しているところでございます。なおかつ、道徳が適正に実施できるように、各チェック項目を、各学校に設けまして、全ての内容項目、例えば、資料に変更があった場合については、どういう資料を新しく作った等も、全ての学級で記載をするというような形で、先行実施をしております。今度、新しく、その教科書を使って、今まである内容項目を全て実施するよという形に変わっていくところでございます。

柴田委員 ありがとうございます。先行実施されているところの授業なども鑑みて、調査研究に生かされて、来年度に、それが反映されるという理解をいたしました。ありがとうございます。

安間教育長　ほかに御質疑はございませんか。

それでは、本案について御意見を伺いたいと思います。御意見ございませんか。

大橋委員　この要綱にのっとって、八王子の子どもたちの心が豊かになるような教育ができればというふうに思います。

以上です。

安間教育長　ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、今回、平成30年度から使用する「特別の教科道徳」に関する採択要綱ということでございます。ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第9号議案については、提案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。よって、第9号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　それでは、続きまして報告事項となります。

まずは、文化財課から報告、お願いします。

中野文化財課長　それでは、新郷土資料館基本構想・基本計画の策定状況についてでございますが、平成28年12月から平成29年1月にかけて実施しましたパブリックコメントの実施結果及び、それを踏まえまして基本構想編（案）がまとまりましたので、御報告するものでございます。

詳細は、主査の尾崎から説明いたします。

尾崎文化財課主査　それでは、新郷土資料館基本構想・基本計画の策定状況について説明させていただきます。

新郷土資料館基本構想・基本計画につきましては、平成28年11月9日開催の教育委員会定例会において、協議事項として基本構想（素案）をお示しいたしました。この素案の策定では、当委員会からいただいた御意見、特に学校との連携、子どもたちを強く意識して検討してまいりました。具体的には、学校の連携による八

王子の未来を開く子どもたちの郷土の歴史や伝統文化の学習、次世代への継承、そのための出張体験事業や巡回掲示等のアウトリーチ活動の実施など、学校と連携した郷土学習プログラムの作成といった提案をしております。

また、11月19日の素案の提案の際につきましては、本基本構想の基本理念であります協働を発展させた協創という考えを上げておりますが、そちらにつきましては、十分理解できるように意見をいただいておりますので、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

また、その際に、いろんな博物館を視察し、良いところを積極的に取り込んでいくようにというような意見もございましたので、職員の視察のほか、本構想の検討会の参加者とともに、新郷土や学校の意見を取り込んでいる相模原市博物館や、府中市郷土の森博物館を視察してまいりました。

基本構想の策定状況について報告をいたします。それでは、定例会報告事項資料をご覧ください。

1、報告趣旨でございますが、平成28年・29年度に策定する「新郷土資料館基本構想・基本計画」におけるパブリックコメントの実施結果及び「基本構想・基本計画」の策定状況について報告するものでございます。今回は、基本構想のうち、基本理念、基本方針、機能の方向性等についてパブリックコメントを実施し、意見を伺いましたので、報告いたします。

2、報告の内容ですが、パブリックコメントの実施結果については、別紙1をご覧ください。パブリックコメントの手続きについてですが、平成28年12月10日から平成29年1月15日まで実施しました。

意見の提出状況でございますが、提出者は25人で、意見につきましては110件となっております。

(2)意見の分類ですが、基本構想素案の項目に合わせて項目を分類しております。基本構想全体に関することについては10件、基本構想の各項目に関することは、合計で52件でした。その内訳といたしましては、基本理念について1件、基本方針について7件、機能の方向性について6件、展示について38件でした。施設に関すること36件、その他について12件となっております。

3の意見の要旨ですが、別紙2をご覧ください。

まず、1番から4番では、基本構想について全体的に賛成とか賛同という意見をいただいております。次のページ、8番では、郷土愛を身につけるためには高校生までが重要であるという意見をいただいております。この意見に関しましては、基本方針に表現の一部を反映させていただいております。

別紙2のP3基本構想の各項目に関することとなります。

(1)基本理念の全体に関することにつきましては、強く共感するという意見をいただいております。

(2)の基本方針については、1番から4番、特に1番、2番で「協創」、3番の「サードプレイス」、4番の「市民・地域とともに」という言葉の理解度や表現について、いろいろな意見がありましたが、そのほか、さらに市民が一体となった連携や、そのための人材育成が重要であるというような意見もいただいております。

続きまして、P4(3)機能の方向性についてでございます。番号の3番から6番で、新たに取組む機能に関する意見をいただいております。特に3番では、具体的に、「子どもを連れた若い世代が集える場所」と明記してほしいというような表現がございました。その表現、「子どもを連れた若い世代」という文言については、新たに取組む機能の集い・交流機能の一部に反映をしております。

P6(4)の展示についてですが、1番の展示の資料に語るという姿勢は堅持してほしいというような意見とか、3番以降では、具体的に、こういうものを展示してほしいという意見が多くございました。3番の千人同心や4番の近代の戦争、6番のおはやしや太鼓、7番では松姫様、9番では養蚕・織物についてというようなことが上がっております。

また、具体的に展示はこうすべきという意見もいただいております。13番では、市史編さん機能の成果も必要といった意見をいただいております。また17番では、展示資料と現在へのつながりがわかるような展示が望ましいという意見をいただいております。

続きまして、20番以降になりますと、若い世代、特に子どもに関することや学校教育の連携に関する意見が30番まで続いております。この意見につきましては、本構想案では、小中学生や子ども、学生といった若い世代に親しんでもらえる博物館を目指しておりますので、学校との連携強化を進めていくという考えであります。

次のページの32番以降では、自然についてもきちんと取り組んでほしい、自然生態系についても取り上げてほしいといった意見をいただいております。

P11の3施設に関することでは、1番から5番につきまして、整備予定されている医療刑務所跡地がJRの八王子駅と京王片倉駅の中間に位置することから、交通アクセスに関する意見を多くいただいております。6番から9番では、小中学校や図書館との連携を、施設面からの意見をいただいているところでございます。

P12の4番では、小ホールの設置による生涯学習会といった意見をいただいております。また17番では、地域による伝統芸能の継承の場の設置という点。それから、16番、18番、25番では、レストランやカフェの設置という、そういう交流機能に関する施設の意見をいただいております。

そうしまして、1枚めくっていただきまして、35番では、市民による研究・学習・体験できる施設という意見をいただいておりますが、本構想では、学芸員等専門家による研究調査のほか、市民や利用者による調査研究と、その成果の発信についても期待しているものでございます。

P16その他では、1番、2番、3番で、新施設の名称に関する意見を、また、その他、人員体制や運営等についての御意見もいただいております。

意見に続きまして、報告事項の(2)の基本構想・基本計画の策定状況について報告をいたします。

別紙3の新郷土資料館基本構想・基本計画基本構想編(案)をご覧ください。こちらは、2年間で策定いたします。

別紙4が、新郷土資料館基本構想・基本計画基本構想編概要(案)です。

それでは、前回お示しした後の変更点でございますが、検討会参加者やパブリックコメントの意見も参考に、文言等の整理等はいたしました。基本的な方針、考え方について変更はしてございません。

それでは、別紙4で、基本構想概要(案)により変更した文言等について説明をさせていただきます。

別紙4、基本構想概要(案)のページ裏をご覧ください。

基本構想(案)では、八王子の歴史・文化を探求し、広く継承・発信するとともに、未来に向けて市民・地域との協創を育む博物館を基本理念と定めまして、3、

新郷土資料館の基本方針での4つの項目、4、新郷土資料館機能の方向性として<基本機能>4つ、<新たに取り込む機能>が4つ、合計8つの機能を持つことによりまして、市民が誇れる歴史と伝統文化の継承ということを目指しているということを示しております。

素案からの変更点でございますが、3、新郷土資料館基本方針の(2)八王子の歴史と伝統文化を広く継承し、郷土を学び愛着を育む博物館の右側の説明欄の最初の2行、生活を守り豊かにしてきた伝統文化や自然の姿を伝えるとともに、ということを追加しております。先ほどの意見のところでも御説明しましたが、人々の生活や豊かにしてきた伝統文化とか自然というものを取り込んでほしいというような意見がパブリックコメントでありましたので、こちらを追加しております。

また、一番下の欄の(4)市民・地域とともに協創し、成長する博物館の右の欄に「高校」という文言が入っておりませんでしたので、明記をしております。こちらでも、パブリックコメントの中での意見を反映しております。

続きまして、4、新郷土資料館機能の方向性の下の段<新たに取り込む機能>のところですが、集い・交流機能のところの2行目のところに、「子どもを連れた若い世代」ということで、パブリックコメントにありました文言を反映しております。

変更点については、以上のとおりでございます。

基本構想の検討は、これから基本計画の検討にと進んでまいります。本委員会やパブリックコメントでいただきました新たに取り込む機能(1)集い・交流機能、子どもたちと色々な世代の方たちが交流できるようなアプローチをして、博物館に連動されているという考え、また本基本構想案に反映できなかった、より具体的な御提案やボランティア活動等の体制や、学校への活動等についての具体的な検討内容につきましては、今後、4月から検討を進めております基本計画編のほうで検討を進めたいと考えております。

今後の予定でございますが、平成29年4月より、基本計画の検討を開始いたしまして、来年、平成30年の1月に、教育委員会定例会に基本構想・基本計画素案として御協議をいただくような予定をしております。また、2月には、文教経済委員会で素案を報告した後、教育委員会定例会に基本構想・基本計画案を議案として上程する予定となっております。そして、4月に基本構想・基本計画を公表すると

いう予定であります。

以上で、説明を終わります。

安間教育長　　ただいま、文化財課からの報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

星山委員　　意見はたくさんあるのですが、質問を2点だけ。

最初に、いろいろなところをご覧になったと。子ども用や複合施設も今つくっていらっしゃるの、そういうところをご覧になったらというような話が以前出ていましたが、その事例がありましたら御紹介いただきたいというのが1点目と。

2点目は、今現在は、運営の主体は教育委員会になっていて、私たちが直営でやっていくということなのですが、今後、この新郷土資料館になった場合、市民の皆さんのコメントも、とても豊かで、いろいろなお考えがあって、それをどういふふうに取り入れていくのか。協創を取り入れていくとすると、どうやって、それを、創造し協働していくかという、その運営の仕方ですね。すごく難しいのではないのかなと思いますので、その辺お考えがあったら聞かせていただきたいです。

以上2点です。

尾崎文化財課主査　　視察でございますが、まず、川越市の市立博物館に職員だけで行ってまいりました。そのほかに、相模原市博物館へは市民との協働といいますか、市民研究員制度等があります。市民協働研究室というのがございまして、そちらには、ある一定の研修を受けた方については自由に出入り出来、そこに学芸員がいて、一緒に、対話をしながらいろいろなことの知識を深めていくというようなことをやっておりましたので参考になりました。また、相模原市の場合には、資料の整理、特に民俗資料につきましては、ボランティアの方が中心になって資料を整理されていきました。また資料は使って生きるという面がありますので、活用し、また、きれいな状態で、収蔵庫も快く見学させていただきました。私どもの郷土資料館も、豊富な資料がありますので、活用できればいいかなというふうなふうに思っています。

また、府中郷土の森博物館にも、以前、職員だけで行ったのですが大概、ボランティアの方が資料整理や、古文書の活動をやったりしているそうです。すごく広い公園の中にございまして、そういった公園の手入れもボランティアの方がしているそうです。今回、相模原市博物館と府中市の郷土の森につきましては、検討委員会

の参加者も一緒に視察をいたしまして、同じ意識を持った中で検討を進めるという
ような形をとっていかうと思っています。

2点目の運営面についてですが、今、移転を予定しているところが医療刑務所の
移転後用地でして、それを一体的な整備をする形で考えられています。全体計画の
中で運営については方向性が示されたと思います。私どもとして考えていたのは、
調査研究部門といいますか、学芸部門については、先ほど言った相模原市博物館な
どでやっているような市民と対話をしながらの研究調査や、市民による調査活動と
情報の発信活動などを期待しておりますので、そういった面は意見を申しながら進
めていきたいというふうに考えています。

以上です。

安間教育長　　今も委員のほうから、前回の協議の内容についてどう扱うのですかと聞
かれてからお答えになっているのですが、報告事項としてある以上、前回、教育委
員会で委員さんから出た意見に関して、それに対してこういうように対応しました
よというふうに御報告いただくから報告なのであって、毎回委員さんが意見を言う
のでしたら、やはりこれは報告事項ではなくて協議事項になってしまうのではない
かなと。したがって、今後の予定のところでも、もうこれは意見として申し上げま
すが、報告資料の今後の予定に平成30年1月「教育委員会定例会で基本構想・基
本計画素案を協議」と書かれていますけれども、これはもう、ある程度まとまって
からの話ですよ。この時点で協議だとすると、1カ月の間に、とても議会に間に
合いませんから、もし、そういうことならば、この協議の時間を、もっと早目にと
っていただいて、それを踏まえて、どう変わったのかという報告事項、そういう流
れにしていきたい。

今回の報告で、何か前回の教育委員会でこんな意見があったよ、それについては、
ここをこんなふうに生かしましたよというような、補足するようなことはございま
すか。

尾崎文化財課主査　　アウトリーチ活動の中で、学校との連携した映像等による授業と
か、そういったものは考えることはできないかとかという意見をいただきまして、
今回の基本構想の中では、盛り込むことはできませんが、今後、基本計画を29年
度に作成いたしますし、また、実際に、事業を展開するためには、展示の構想計画、

また事業計画等やっていく中で、そういった面を具体的に反映させていきたいと考えております。

安間教育長　ありがとうございます。そういう話を、ぜひ報告してください。委員の皆さんが改めて意見をということになりますし、初めてという委員もいらっしゃいますけれども。この際ですので、こんな意見、検討してもらいたいというような課題等がございましたら、ここで伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大橋委員　4点教えていただければと思います。

まず1点目ですが、展示公開と、それから資料の保管等の関係なのですけれども、例えば、古文書のような紙のもの、これは、やはり光に弱いということもありますから、かなり暗いところでの展示ということになっていくかなと思います。でも、このようなことで、今回、国のほうでも観光との関係で、いろいろな問題が出ているわけなのですが、このあたりのところについて、どのように新しい郷土資料館では考えていくのかというのが1点目です。

それから2点目は、収納についてです。こういう資料というのは、増えることはあっても減ることはないと思います。新郷土資料館ができた場合、この後、その資料の収納・保管というのは、どのように考えているのか。

それから3点目ですが、現在の郷土資料館も他の博物館等との連携をして、展示の工夫もされているようだけれども、ここにも市内外の博物館との連携強化を図るといって書いてありますけれども、具体的に、新しくなった場合、どういうところが今と違うのかということ。

それから4点目は、スタッフの問題ですが、これ、この基本構想に入るのかどうか、そこはわかりませんが、もし入っているとすれば、どのようなスタッフ、つまり学芸員さんを、どういう分野の人を、どのくらい、配置するのか。そのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上、4点です。

尾崎文化財課主査　まず1点目にありました、資料の公開の仕方といいますか、古文書資料等の公開の仕方ですが、古文書の資料については、やはり展示資料が傷むということがありますので、現在も長期間の公開はできないような状況になっていま

して、物によってはレプリカを作成して公開ということをしております。ただ、そこで光に当たることが大変厳しい状況なのですが、今回のパブリックコメントのほか、郷土資料館でもアンケートを実施している中では、やはり、展示室が暗いとかという意見もいただいております。そういった中で、公開の方法について、また、どんなレプリカをつくっているのかは今後検討していかなければいけないかと思っております。ただ、また問題となっているのが古文書資料なんかは、量がありますので、資料整理につきましても市民の協力をいただくとか、そういったことも考えていかなければいけないと考えております。

あと、資料の保管についてですが、資料については、やはり現在も膨大な量がありまして、郷土資料館本館のほかに、教育センターに併設されています埋蔵整理室、また旧稲荷山小等で分散して保管をしている状況になっております。そういった既存の施設も生かしながら、保存・管理をしていこうということを考えておりますが、ただ、先ほど委員さんからのお話もありましたように、資料というのは増えてまいります。特に、最近では、来館者から昭和の時代に関心・意見を多くいただいております。また、明治から昭和、現在の八王子の産業が、生活にどのようにかかわってきたのか、そういうのがわかるような資料構成で展示をしてほしいという意見もございます。そうなりますと、今まで所蔵をしていなかった昭和から現在にかかわるものについても収蔵していくというような形になりますので、収蔵の方針や、私たち教育委員会・八王子市として伝えていかなければいけないかということをしっかり定めた上で、収蔵の方針なりを決めてから、適切な収蔵をし、保管をしていかなければいけないと考えております。

あと連携についてでございますが、現在も、資料の展示等におきましては、特別展等を開催する場合には、私どもからも、ほかの館に資料を貸したり、また資料を借りたりとか、そういうことで融通をしながらやっておりますが、現在のところ、資料については共有といいますが、データ等が共有されておりませんので、そういったものを共有していくようなことを考えていかなければと思っています。ただ、全部を共有というと膨大なものになってしまいますので、私ども八王子と本来関係の深い北条関係や織物関係など、そういった特徴のあるところについて特に連携を深めていったらいいのかなというふうに考えております。

それから、スタッフに関しましてですが、こちら、先ほど申し上げたとおり、全体計画の中で運営形態等が決まってくるので、それに合わせて決まってきた中で、順次、私どもとしても検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

安間教育長　ほかに、この際、御意見もひっくるめて。

星山委員　私、チルドレンズミュージアムが好きで、世界中たくさん行っています。

この基本方針自体、とてもすばらしいと思うのですけれども、例えばさっきの、このA3の紙の、3の新郷土資料館の基本方針の(1)(2)(3)(4)とあるところの、(1)で歴史、(2)が伝統文化、(3)がまちに開いた交流、(4)が市民とともに協創するという。私、(3)と(4)って、特にすごく概念として新しいと思うのです。それで、これ八王子市が本当に出来たらすごいと思うのです。

けれども、果たしてこの考え方を協創していく、さっき私が言った運営側の、つまり目に見える建物ではなくて、人ですよ、人。その運営の教育プログラムとかワークショップとか、この表とかを見ると、体験活動とか、物すごく人が入っているんで、これから学校と連携していくとか、それから文部科学省で言っているアクティブラーニングとか共同学習とかいうところと、だんだん変わっていくのだと思うのです、学習の方法が。でも大事なものは変わらなくて、八王子の、この郷土のいろいろな大切なものは守りたくてということと、協働するチームをつくらないと、すごく難しいのではないかなと個人的には、意見ですけれども、感じました。だから、今まである大事なものと、これから未来型の教育で求められる博物館のあり方とか、今、転換点で、いろいろな要素がここに入っていると思うんです。だから、これ見をせれば全ての人はずいねと言うかもしれないけれども、実際に、今度運営するというときになったら、今までの知見と、どうやったら、サードプレイスって何とか、協創するってどういうことというのが、自分たちが体験できるような、そういうものを良くわかっている専門家なり、こっちの新しい分野の専門家なり、エデュケーション、教育することに関してのプロフェッショナルな人とかと、本当に運営側も協働していかないと、なかなか、この具現化は難しいんじゃないかなと個人的には思いました。意見と言ったら何かよくわからない意見だったのですけれども、せっかく新しいものを生み出すのだから、私たちも組織体を新しくつく

らないと、これから先は結構難しい局面かなというふうに感じました。

中野文化財課長　　今、星山委員からお話ございましたが、今後、新しい取り組み、機能という形で増えてまいります。確かに、今の郷土資料館でもガイドボランティアさんや市民との協働で展示などにつきましても御協力いただいたり、あと紙芝居の講座なんかもやっていただいたりということで協働はさせていただいているのですが、ただ、今後、新しい新郷土資料館になりますと、さらに器も大きくなりますので、そういう人材の養成の部分も、ソフト面の部分につきましても、やはり検討していかなければいけないというふうに思っております。

先ほどから複合施設というようなお話もさせていただいている中で、例えば、今、憩いライブラリーということで図書館機能なども入ってくるというようなことも、検討されている部分もございますので、例えば、そこにいらっしゃる司書の方や、さまざまな方との連携という部分についても充実させていかなければいけないというふうに考えております。

星山委員　　ありがとうございます。1点だけ。前の教育長さんが、ちらっとおっしゃっていて、私、印象的に覚えているのですけれども、八王子って、大勢の人が入って勉強できる場がないんですよ、市民の方とか、あと先生方とか。教育センターはあるのですけれども、教育センターって、何度も言っていて恐縮なのですけれども、LANがないのですよね。これからICTだと言っている時代に、どうでしょうといったら、今度、こういう新しい場所ができるので、こういうところでぜひ未来型の学習を見せたらどうですかというような話があったような気がするんです。こういうこと全然ここに出てきていないので、郷土資料館だけの話ではないのかもしれないのですけれども。ここ、教育委員会の管轄でやっているのです、すごくもったいないなと思って。八王子の子どもたちや、先生方や、保護者や地域の方たちが、せっかく、こんな新しいものができるのだったら、もっとつながっていけるように、最先端の技術とか最先端のものを取り入れて、今まである大切なものをつなげると私は思うのですよね。だから、そういうことをきちんと議論できるような場を、まずつくるということが大事かなと思うし、ボランティアさんを育てるのも、物すごく大事だし、今、ミュージアムなんて、ほとんど市民の力で運営されていて、運営だって、本当に専門家の人も市民のボランティアさんも同じようにかかわっていく

というあり方というのが先端なのだと思うのです。なんか、そういうデザインというのですかね、人をちゃんとつくるデザインというのを考えてほしいです。すごく大型の新しく創生される場所で、教育委員会にとっても、というか、私たちにとってすごいチャンスと伺ったような気がしたのです。だから、郷土資料館という形では今見えているけれども、もっとその背景にあるものが、もっとすごく大きいもので、ここできちっと考えておくと、私たちが今まで実現できなかった、いろいろなものをつながれるのではないかなというふうな話をしたような気がしていたので、ぜひ、引き継いでいただいて、今、大事な局面かなと思うので、ここまでできたのであれば、ぜひお願いしたいなと思いました。

以上です。

安間教育長　ほかに、委員の方。

村松委員　先ほどの説明の中で、視察に行かれたとおっしゃっていましたが、川越市、相模原市、府中郷土の森ですね。私、定例会のときに話しましたが、お年寄りと子どもと一緒に集えて、若い方たち、小・中・高の方たちが、ここに何度でも来たいと、そういうものを期待しているのですね。サードプレイスに関連して、どこか視察に行くなど、何かを設ける中で、盛り込むために、サードプレイスの研究をしているとか、そういうのはありますか。

尾崎文化財課主査　博物館ではなかったのですが、大和と海老名の図書館のほうに、ちょうどあちらのほうで民間を活用してやっておりましたので、見てまいりました。ただ、同じ民間を活用しているのですが、やっぱり入ってみると、大分、図書館なのですが、雰囲気は違いました。実際には、私の印象からいくと、大和のほうは民間なのですが、従来からの図書館という姿勢で、図書の捉え方がありました。ただ、海老名のほうは見せるといいますか、アピールするような形がありまして、従来の本当の図書館のイメージとは少し違ったかなというような。ただ、同じように、コーヒーショップが両方とも入っていたのですが、実際に多くのお客様がコーヒーを飲みながら過ごしていましたが、海老名につきましては、大人の方というか、大学生ぐらいですか、若者から年齢の高い方まで、本当にコーヒーを飲みながら読書しているような形でした。海老名につきましては、小さなお子さんを連れのお母様が一緒にお茶を飲んで楽しんでいるような様子でした。民間活用といっても、しっか

りとした施設をするためには、やはり導入する側、私たちのほうで、はっきりとした考えを持ちながらやっていかないと、と感じております。

村松委員　　今の御説明なのですが、今後の予定で平成29年4月、当月ですけれども基本計画の検討を開始するということになっていますよね。海老名のほうは某本屋さんやコーヒーショップが入っていると、そういうのもあるんですけれども、若い方たちや、お昼とかにお母様方がランチに来てくださるとか、いろんな、そういうメリットがあるとは思いますが、ただ、あそこの広大な敷地の中で、図書館も、またいろいろな憩いの場ができたとかすると思うので、この八王子独自の新しいものというものも取り入れていかなければいけないと思うのですね。ですから、今現在、もう4月で検討を開始するのですから、八王子独自のものとか、今考えているサードプレイスで何かすると検討していることをお聞きしたいのですが、ありますか。

尾崎文化財課主査　　先ほど申し上げましたように、こちらの施設は複合機能を持った施設ということで、文化財課長からもありましたように、図書館機能や持たせるなどといった全体的な計画の中で進んでおります。私ども郷土資料館が、そのサードプレイスの一部を担っていることになると考えておりますが、その場所が居心地のいい場所、みんなが集える場所というものを、全体計画の中で進んでいる中で、私どもも、それに、どうしたらその趣旨に沿った施設となっていくかというのを考えていきたいと考えています。

村松委員　　わかりました。複合施設ということで、ほかとの連携をとっていかなければいけないというところがあるのですけれども、郷土資料館として、やはり若い方たちに来てもらう、小・中、そして、小学校が郷土資料館に行って、展示を見て学習をするということが、大半だと思うのです。それが、今度は中学生、高校生、また八王子にはこれだけ大学がたくさんあるのですから、大学の方たちにも来ていただく、大学生も10万人いらっしゃるのです。八王子市内は、その10万人の方々が来てくだされば、運営面でも、とてもありがたい話ですよ。サードプレイスというふうここに書いてありますけど、もうこの時期ですから、郷土資料館さんが独自で、やっぱり何かを考えていくということも必要だと思いますので。私たちも、サードプレイスというのは、いろいろと考えているところがある。さっき星

山委員もおっしゃっていましたが、そういう協議をする場というのも設けていただいて、やはりやっていかないと、もう、そんなに時間もありませんので、ぜひ、八王子の顔になる場所ですから、考えて御一緒にいきたいなと思っています。

すみません、意見が入ってしまいました。お願いいたします。

柴田委員 先ほどのサードプレイスの話ですと、教育センターで2月でしたっけ、定例会をやったときに、図書館のプレゼンで、武蔵野プレイスの事例が報告されたと思いますので、あそこで行われた議論とか、図書館のサードプレイス機能というところと、部門をちょっと乗り越えて一緒につくっていくというような話し合いをしていくというふうに進めていかれるとよいのではないかというふうに思いました。

それから、意見を4点ほど述べさせていただきたいと思います。

1つは、協創という概念が今まで私の中で、どういうものかというのが、具体的にイメージできなかつたのですけれども、今までよく使われてきた協働というものを乗り越えて進化する、動態的な郷土資料というようなイメージなのかなというふうに捉えました。そのように考えてみますと、みんなで、やっぱり世代を超えた市民で一緒につくっていくという博物館のあり方というのが理想的なのだと思います。例えば、それを具現化するために、よく生涯学習事業などで行われているように、イベントとか展示を行う際に、専門の学芸員だけで企画運営するのではなくて、市民企画委員というものを、その都度募って、その展示のテーマに関心がある、またはそのテーマに既に知識を持っている人たちだけではなくて、関心のあるというレベルで、これから学んでいきたいという意欲を持っている市民を募って、例えば生涯学習事業、さまざまな講座が企画されていますけれども、そういったところと連携をして市民を育てる。そしてその市民の方に活躍していただくというような手法をとるといって、いわゆる市民参画型、市民主体型の形式をとるといふような方法が1つ考えられるのではないかと思います。やっぱり、そういう市民企画委員になられた方にとっては、そのまま、その方たちの、その地域での学びの場というか、生涯学習の場であって、それを適切に生かす場を、この新郷土資料館が提供するというような意義も、そこで生かされるのではないかというふうに思います。

それから、もう1つですけれども、私も博物館とか資料館、美術館が好きで、いろいろなところに行くのですけれども、市民の企画参加型の展示というのを教育普

及活動にたけた学芸員さんが企画されていたものを幾つか見たことがあるのですが、例えば、先ほど昭和の暮らしが今ブームだというふうにおっしゃいましたが、昭和の初期に使われていた生活道具などを展示していて、そこで高齢者の人が、その道具と自分との思い出を、そこに書くのですね。それを、見た方の感想がどんどん展示になっていって、その物を使った、昔の道具を使った高齢者の思いとか思い出というものを、子どもたちや若者、青少年という世代が、それを共有化していくというような展示手法であるとか、それから、例えば震災の博物館ありますけれども、東日本大震災で失われたものを学芸員さんが集めてきて、その生活道具とかの展示をして、そこに対する市民の方の思いというものを、どんどん附せんのようなものに書いて展示をしていく。その震災に関する思いを市民の方たちが共有していくとか、そういった単なる展示物を展示するというだけではなくて、陳列するというだけではなくて、みんなの思いを展示物にしていくというような手法というものが最近新しい博物館の展示の仕方なのかなというふうに思います。

それから、2点目ですが、先ほどアウトリーチについてお話しいただいたのですが、博学連携というところは欠かせない機能だと思います。博物館と学校との連携というところで、学校移動博物館なんかも、やっぱり検討していただきたいと思います。歩いて、この博物館に来られる子どもたちはいいのですけれども、八王子市、広いですから、地理的に博物館から距離のある学校の子子どもたちが、この郷土資料館の恩恵を受けられることができるように、学芸員さんが授業の中に入っていったりとか、学校に出かけて入っていったりとか、それから、物をフレキシブルに貸し出せるような機能をつくるということが、特に必要なのではないかなというふうに思います。

やはり、3点目ですが、人材、スタッフというところはとても重要で、もちろん専門的な学芸員さんが必要だと思いますが、こういったコーディネーター力にたけた方であるとか、それから教育普及活動に熱心な学芸員さんを採用するというところも重要な視点であるかと思えます。

このアウトリーチの活動をするということは、子どもたちの教育を充実化させるということと、それから教師の多忙化というところも少し軽減できるのではないかなというふうに思います。学芸員さんが授業に入っていくと、教師の役割を担う場

面をつくるということも必要かと思えます。

それから4点目ですが、無形文化財についての保存とか普及という意義を、その意義を果たす拠点ということも市民のパブリックコメントの中でも記載されているようですので、そこは、ぜひ力を入れていただきたいなというふうに希望したいと思えます。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

大分拡散しましたけれども、最後に、私のほうで一般論として申し上げておきますけれども、議論を進めていく上で、前回の議論がどうであったのかという前提に進めていかないと、毎回毎回、最初の話に戻って、そして理念的な内容でどうなのだというのに逆戻りするというのは、確かなのだろうなというふうに思います。今日配られた資料の別紙4ですか、この最後の裏側のページの右側の上に、「協創とは」と書いてありますが、「目的や目標を達成するために市民や利用者が協力し、力を出し合い」、これは、意見を言ったけれども、どの意見がいつ出たのかわからない状態で先に進めているのは、果たして協力し、力を出し合いと言えるのかどうか。さらにその下のほうを見ますと、「当初の想定を超え、事業範囲を拡大・発展させることを協創と考えています」と言いますが、複合施設で、他との調整もあるために、一定の限度があるというふうに委員からの意見に対して答弁されるようでは、果たしてそれを協創と言うのかと。あくまでも一般論でございますけれども、注意しなければいけないことだろうなというふうに、あえて意見を述べさせていただきます。

本日の御報告については、前半のパブリックコメントが、こういうものがありましたというところまで報告として承らせていただきますが、これ以降のことについては、一回、市議会でも議員の方から、いろいろな意見をいただいているわけです。だから、それに対して具体的にどうだった、今後参考としてまいりますとか、そういうような回答ではなくて、こういう御意見をいただいたけれども、それはどこに反映されているのだ、そういうような具体を示すような対応表を、ぜひ、さかのぼってつくってください。星山委員からも、いろんなお話があったようですから、それはもう、過去の遺物ではなくて、公式な会での公式な意見ですから、それに対し

て、それがどうなったのかというのを具体的に対応表をつくること。まず、そこから、この基本構想をつくる上ではスタートをしていただきたいというふうに申し上げておきます。

本日はたくさん意見をいただきまして、多分、オーバーフローでしょう。メモなんか、当然取り切れないと思います。そういうときはどうするのかというと、忘れてしまうのではなく、記録が出てくるわけですから、それを拾っていくと。そして、この部分について、具体的にどうなのだとすることを考えていく。やっぱり、そのような手順を進めていく必要があるのだろうなということは申し上げておきます。

安間教育長 それでは、続きまして、国際スポーツ大会推進室から御報告をお願いいたします。

宮木国際スポーツ大会推進室主幹 I F S C ボルダリングワールドカップ八王子2017の大会開催まで、あと10日となり、準備等もたけなわになっておりますので、直近の大会概要等について、伊藤主査から御報告させていただきます。

伊藤国際スポーツ大会推進室主査 それでは、I F S C ボルダリングワールドカップ八王子2017の大会概要などについて御説明いたします。

I F S C ボルダリングワールドカップ八王子2017につきましては、御案内のとおり、平成29年5月6日、7日にエスフォルタアリーナ八王子で開催されます。八王子としましても、実行委員会に参画し、国際大会を迎え、ノウハウを習得する場として、平成28年12月20日の第1回実行委員会を皮切りに、ここまで大会の開催支援をしてまいりました。

まず、大会日程でございますが、平成29年5月5日金曜日、選手の登録、テクニカルミーティングから始まります。平成29年5月6日土曜日、開会式、予選。平成29年5月7日日曜日、準決勝、決勝、表彰式、レセプションパーティーを行う予定となっております。タイムスケジュールにつきましては、お手元の資料の裏面の参考(1)をご覧ください。

また、ここまでの選手のエントリー状況ですが、4月17日現在、日本を除き、22カ国から男子53名、女子30名の選手がエントリーをしております。最終受付が5月1日ですので、最終的には日本人選手を含め25カ国前後、120名程度

の選手が参加されるのではないかと見込んでおります。

次に、本市の支援状況でございますが、ボルダリングの普及・啓発活動として、市内在住、在学の中学生には、先着ではありますが、5月6日の土曜日300名、5月7日日曜日100名まで無料入場できるようにいたしました。その他の入場料につきましては、お手元の資料裏面の参考(2)をご覧ください。さらに大会当日には、エスフォルタアリーナ八王子の中に、子ども向けの体験ウォールを設置する予定をしております。

また、八王子国際協会に委託し、学生12名を含む27名の通訳ボランティアに御協力をいただき、大会に参加する選手、コーチなど、海外から来た方のサポートをするとともに、あわせて大会の周知活動として、八王子駅及びエスフォルタアリーナ八王子周辺での横断幕、街頭フラッグへの掲出、都内近県の各自治体、クライミングジムへポスターの配布を行いました。

もう一方で、八王子市をPRするため、選手・コーチなどの関係者に八王子織物の手ぬぐいや、障害者が製作しましたしおりなどをお土産としてお渡しするほか、大会の上位入賞者へも、副賞として八王子市の特産品をお渡しする予定でございます。

以上で、説明を終わります。

安間教育長 ただいま、国際スポーツ大会推進室からの報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

村松委員 本当に、これから本番まで残り少しということで、本当に御苦労さまです。市内小中学校の子たちのボルダリングというのを楽しみにしている子たちや先生方がたくさんいますので、ぜひ無事に開催され、終了されることを望んでおります。裏面の記念品についてなのですが、アの記念品、八王子の織物というのは、八王子の特産品ということで選ばれたのだと思います。また、副賞ですね、調整中というふうになっていますが、これは何か、今、検討段階で何かありますか。

伊藤国際スポーツ大会推進室主査 やはり、八王子は織物の町として栄えてきたという歴史がございますので、八王子織物の商品を参考に考えてはおりますが、選手全員に手ぬぐいのほうをお渡ししますので、また、副賞ということもございますから、副賞につきましては、もう少し高価なもの、または記念になるようなものというこ

とで、現在選定をしております。

村松委員 では、そういうものをもらっていただいて、「あ、八王子」というふうに思い出していただいて、何かつながりになるような形で、多分選定も難しいと思うのですが、残りの日数、頑張っていたきたいと思います。

意見でもありましたが、以上です。

安間教育長 ほかにございますか。

柴田委員 1点質問なのですが、ボルダリング体験についてですが、大会当日に設置される子ども向けのボルダリングの体験ウォールというのは、実際、何歳まで、どの程度のお子さんまで体験できるものなのでしょうか。

伊藤国際スポーツ大会推進室主査 先日、4月22、23日に、高尾山口でありましたスプリングフェスタというものに、同じような体験用のボルダリングウォールが出ておりました。そちらを拝見する限りは、まだ小学校に上がる前の幼児の方から参加をいただきました。もちろん、安全を管理するため、確保するための専門家がついて行いますので、そういう小さなお子様から体験をいただけるようなものが設置できると予定しております。大人の方につきましても、できなくはないのですが、本物のように高さを確保できませんので、本当に、こういうものだとは御体験いただく程度になってしまうかと思えます。

安間教育長 ほかにございますか。

私から。小学生以下は入場無料だと私もいろいろなところで宣伝はしているんですけども、何か特別に、小学生、どうぞいいんですよなんて、お取り組みはされてますか。

伊藤国際スポーツ大会推進室主査 ここまでの周知ですが、先ほど申し上げましたように、八王子市が独自に行うものは、広報紙に記載しまして2回ほど入場料について、無料ということをお知らせしました。また、そのほか、小中学校の全児童生徒数のチラシを3月のうちに配付させていただいております。どうしても八王子市内向けになってしまいますので、市外につきましては、実行委員会に参画しております日本山岳スポーツライミング協会、それから八王子観光コンベンションセンター、それから京王観光などもポスターの配布などに御協力をいただいておりますので、そういった機会にお話をいただいております。

安間教育長　　ぜひ、子どもたちにもいい機会ですから、このチャンスを逃さないで、周知が3月だとすると、もう忘れているかもしれませんから、指導課からも近くこういう機会がありますよというのは、学校を通じて子どもたちに知らせてあげてください。

佐藤統括指導主事　わかりました。

安間教育長　　よろしゅうございますか。

それでは、本件について報告として終わらせていただきます。

安間教育長　　以上で公開の審議が終わりますが、委員の方から何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようであります。

安間教育長　　それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願い申し上げます。

再開は11時5分ということで、よろしく申し上げます。

〔午前10時55分休憩〕